

福岡県浄化槽事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡県（北九州市、福岡市、大牟田市及び久留米市を除く。）における浄化槽の設置及び維持管理等に関する指導方針について必要な事項を定めるものとする。

なお、浄化槽の設置計画を有する建築物に係る建築確認申請又は完了検査申請を、指定確認検査機関に行う場合の浄化槽設置手続等については、「指定確認検査機関の指定に伴う浄化槽設置手続等の事務取扱要領」によるものとする。

(浄化槽の設置場所等)

第2条 浄化槽の設置場所については、おおむね次によること。

- (1) 原則として、都市下水路、河川等適当な放流先があること。
- (2) 浄化槽を設置しようとする場所の付近に、飲用に供する井戸又は底部が地中に埋設されている受水槽がある場合は、汚染により影響を与えることのないよう特に配慮すること。
- (3) 浄化槽は、保守点検及び清掃に支障のない屋外に設置すること。やむを得ず屋内に設置するとき、又はばっ気槽等の上部に覆いを設けるときは、保守点検及び清掃上必要な空間（高さ1.5メートル以上）を確保し、衛生上支障がない換気設備及び照明設備を設けること。
ただし、原則として食品取扱施設内に設けないこと。

2 浄化槽は、原則として同一敷地、同一建築物につき1基とする。

ただし、同一敷地に複数の浄化槽を設置しても、一方の浄化槽に負荷が偏ることがなく各浄化槽の機能に支障を生じないと認められる場合はこの限りでない（複数の浄化槽設置にあたり分配器を設置する場合は、その管理にも十分留意するとともに、当該分配器の不具合等により浄化槽の放流水質の悪化が見られたときは保健福祉環境事務所の指導に従うよう指導すること）。

(設置手続等)

第3条 設置等の届出に係る手続は次によるものとする。

- (1) 保健福祉環境事務所長は、浄化槽法第5条第1項の規定により浄化槽の設置又はその構造若しくは規模の変更の届出をしようとする者に対し、浄化槽法第7条第1項の規定による浄化槽の水質検査の実施の確保のため、その浄化槽の工事に着手する前に浄化槽設置届出書（様式第1号。以下「設置届出書」という。）又は浄化槽変更届出書（様式第2号）に福岡県浄化槽法施行細則（以下「県施行細則」という。）第2条各号及び次に掲げる書類を添付して2部提出するよう指導するものとする。
 - ① 型式認定浄化槽にあっては、別表1の左欄に掲げる種別に応じ同表の右欄に定める書類
 - ② 浄化槽法第7条第1項の規定による浄化槽の水質検査の検査依頼書（検査手数料の払込受付証明書が貼付されたもの）
- (2) 県施行細則第2条第6号の知事が特に必要と認める書類は、次に定める書類その他設置届

出書の審査を行う上で必要な書類であること。

- ① 設置者以外の者が使用する場合は、必要に応じ維持管理の方法を明らかにした書類。
- ② 戸別に浄化槽を設置した建売住宅の場合は、入居者が決定した都度、管理者変更届を提出できる旨を確認できる書類。
- ③ 分譲マンション、建売住宅団地等で、全体の汚水を集合処理にする浄化槽であって、入居者による管理が必要な場合は、管理組織を結成する旨を確認できる書類。
- ④ 浄化槽の処理対象人員を、日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302）」第2項ただし書の規定により算定する場合は、その算定根拠となる資料。ただし、住宅用途を含む既存建築物において実居住人員等を基にして算定を行う場合については様式第1号の2によることとする。

2 設置届出書の審査及び受理書の交付は次によるものとする。

- (1) 前項の設置届出書の提出があった場合は、保健福祉環境事務所長は、記載事項及び添付事項に不備がないことを確認して受領するものとする。
- (2) 保健福祉環境事務所長は設置届出書の内容を審査（現場打ち浄化槽の構造に係る審査は、建築都市部建築指導課で行う。）し、必要に応じて設置場所及び放流先の状況を調査して、保守点検及び清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から改善の必要があると認めるときは、設置届出書を受領した日から21日（浄化槽法第13条の規定により型式についての認定を受けた浄化槽（以下「型式認定浄化槽」という。）にあつては10日）以内限り、届出者に対して必要な指導又は浄化槽改善勧告書（様式第3号）により勧告を行うものとする。
- (3) 保健福祉環境事務所長は、届出に係る浄化槽が構造基準に適合していないと認めたときは、前記の期間内に、浄化槽変更・廃止命令書（様式第4号）により、設置計画の変更又は廃止を命ずるものとする。
- (4) 保健福祉環境事務所長は、設置届出書の内容が相当であると認めた場合には、速やかに浄化槽設置（変更）届出受理書（様式第5号）を交付するものとする。

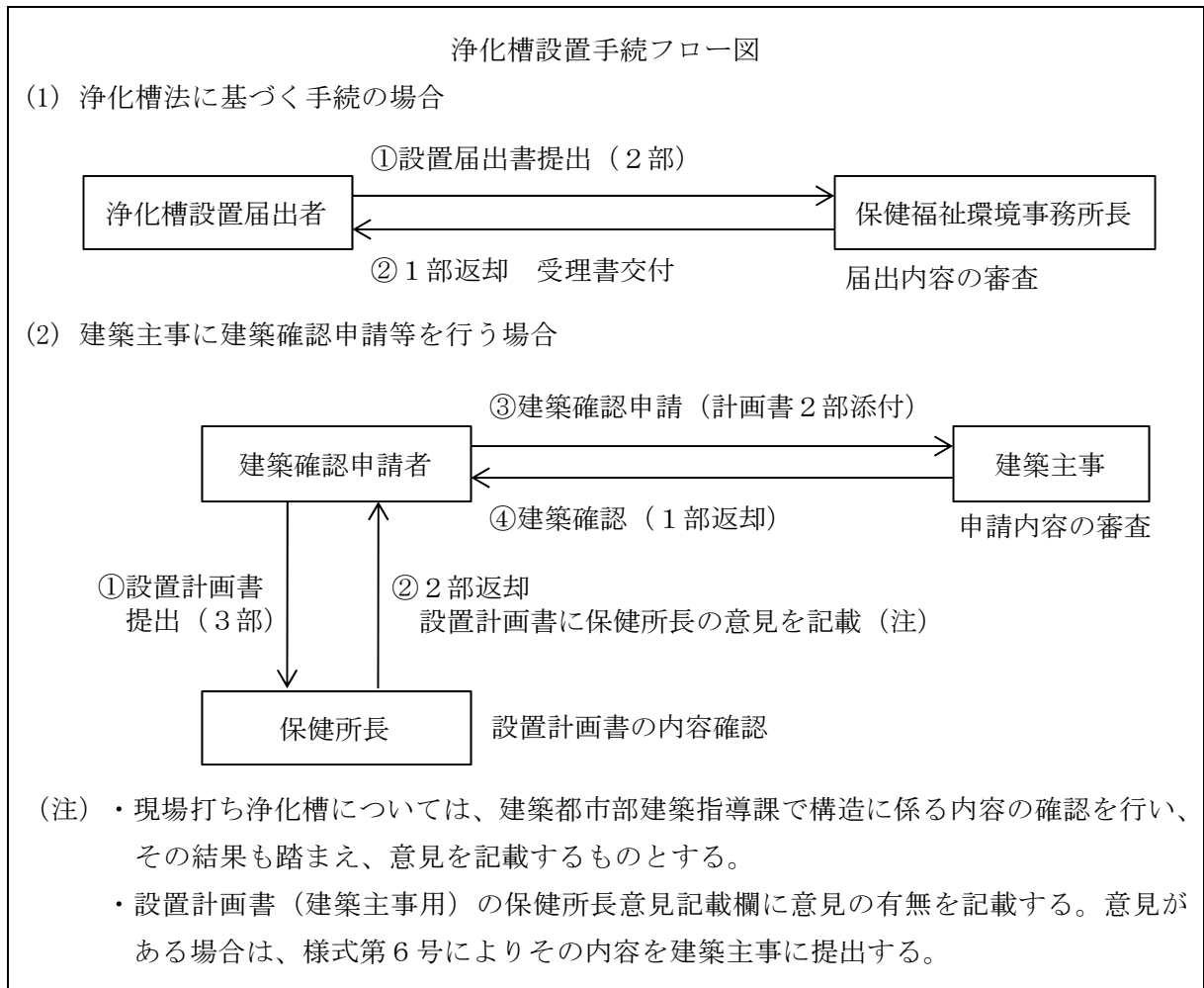
3 建築基準法第6条第1項の確認申請又は同法第18条第2項の通知を要する場合の浄化槽の設置の手続は次によるものとする。

- (1) 保健所長（建築基準法に基づく事務を行う場合の保健監をいう。以下同じ。）は、建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に基づき浄化槽の設置計画を有する建築物に係る建築確認申請を建築主事に行おうとする者又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の通知（以下「建築確認申請等」という。）を行おうとする者（以下「申請予定者等」という。）に対し、当該浄化槽に係る設置計画書（様式第1号）に県施行細則第2条各号及び次に掲げる書類を添付して3部提出するよう指導するものとする。
 - ① 型式認定浄化槽にあつては、別表2の左欄に掲げる種別に応じ同表の右欄に定める書類
 - ② 浄化槽法第7条第1項の規定による浄化槽の水質検査の検査依頼書（検査手数料の払込受付証明書が貼付されたもの）
- (2) 保健所長は、設置計画書の内容を確認し、必要に応じて設置場所及び放流先の状況を調査の上、必要があると認めた場合は、建築基準法第93条第6項の規定により、建築主事に意

見書を提出するものとする。意見書は、設置計画書の意見記載欄に意見がある旨を記載した上で、様式第6号に意見の内容を記載し、建築主事に提出するものとする。現場打ち浄化槽については、建築都市部建築指導課で構造に係る内容の確認を行い、その結果を踏まえ、意見書を提出するものとする。

(3) 申請予定者等は、関係図書（設置計画書及び添付書類を含む。）を添付し、建築確認申請書又は計画通知書を建築主事に提出するものとする。

(4) 建築主事は、保健所長からの意見書も踏まえ、建築確認申請書又は計画通知書の審査を行うものとする。



（浄化槽工事の完了届及び検査）

第4条 浄化槽の設置者は、浄化槽の工事が完了した日から30日以内に、浄化槽工事完了届出書（県施行細則様式第3号。以下「工事完了届出書」という。）を2部保健福祉環境事務所長に提出するものとする。工事完了届出書には、浄化槽設備士が当該浄化槽について技術上の基準への適合状況の検査を行った結果を様式第7号又は様式第8号により添付するよう指導するものとする。

2 保健福祉環境事務所長は工事完了届出書の内容を確認した上で受領し、1部を設置者に返却するものとする。

3 浄化槽の設置者は、浄化槽の設置計画を有する建築物に係る完了検査申請を建築主事に行う

場合は、建築主事が完了検査を終えるまでの間に、建築主事に工事完了届出書の写しを提出するものとする。ただし、建築確認を指定確認検査機関から受けている場合については、次に定めるところによるものとする。

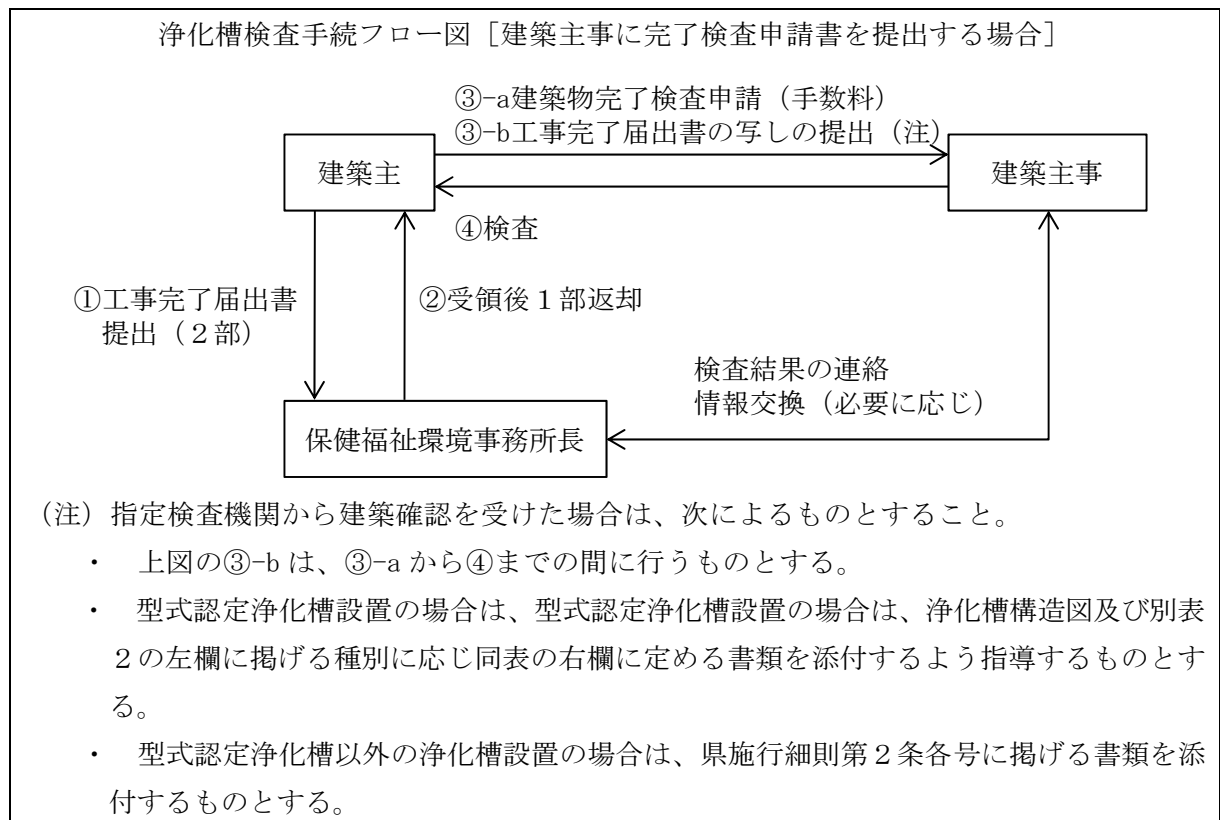
(1) 型式認定浄化槽を設置する場合は、浄化槽構造図及び別表 2 の左欄に掲げる種別に応じ同表の右欄に定める書類を添付するよう努めるものとする。

(2) 型式認定浄化槽以外の浄化槽を設置する場合は、県施行細則第 2 条各号に掲げる書類を添付するものとする。

4 建築主事は、建築物に係る完了検査申請が行われた場合は、建築基準法第 7 条の規定に従い、浄化槽を含む当該建築物の検査を実施するものとする。

5 保健福祉環境事務所長は、型式認定浄化槽以外の浄化槽が設置される場合については、当該浄化槽に係る維持管理の確保を行うため、前項に規定する検査の実施に際し、浄化槽法第 5 3 条第 2 項の規定により立入検査を実施するものとする。

6 建築主事及び保健福祉環境事務所長は、前 2 項の検査のほか、必要があると認めるときは浄化槽の検査を行い、工事不良の浄化槽について必要な指導を行うものとする。



(変更等の手続)

第 5 条 県施行細則第 3 条から第 8 条までの規定に基づく届出書は、別表 3 の区分に従って届出書 2 部を保健福祉環境事務所長に提出するものとする。建築基準法に基づく確認申請等を要する建築物に係る浄化槽の取扱いも同様とする。

2 県施行細則第 3 条第 1 項ただし書の規定により届出を行う場合にあつては、浄化槽構造図及び別表 1 の左欄に掲げる種別に応じ同表の右欄に定める書類を添付するよう指導するものとする。

る。

- 3 設置届出書の提出後、工事着手前に、届出書の記載事項に変更（県施行細則第3条第1項に掲げる事項の変更を除く。）を生じた場合は、速やかに届出書（様式第10号の2）2部を保健福祉環境事務所に提出するよう指導するものとする。
- 4 設置計画書の提出後、工事着手前に、計画書の内容が建築確認申請の内容と相違が生じた場合は、別表3第5項の区分に従い、速やかに届出書等を保健福祉環境事務所長及び建築主事に提出し、指示に従うものとする。型式認定浄化槽の構造に変更を生じるときであって、性能及び規模を変更しない場合にあつては、浄化槽構造図及び別表2の左欄に掲げる種別に応じ同表の右欄に定める書類を添付するよう指導するものとする。
- 5 建築物の面積、用途の変更等に伴い建築確認申請等を要する場合において、既設の浄化槽の構造又は規模の変更を行わないときは、次の各号に掲げる書類を添付し、浄化槽設置計画変更計画書（様式第11号）を3部提出するものとする。保健所長は、浄化槽設置計画変更計画書（様式第11号）の意見記載欄に意見がある旨を記載した上で、様式第6号に意見の内容を記載し、建築主事に提出するものとする。建築物の面積、用途の変更等に伴う建築確認申請等の手続の必要性については、申請者において建築主事に確認するものとする。
 - (1) 建築物各階平面図及び給排水設備の配管図（変更される部分のみ）
 - (2) 浄化槽の処理対象人員を、日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302）」第2項ただし書の規定により算定する場合は、その算定根拠となる資料（変更がある場合のみ）
- 6 浄化槽法第10条の2第3項の規定による浄化槽管理者変更報告書の提出の際には、浄化槽設置届出・計画書（様式第1号）中の誓約書と同内容の書面を提出するよう指導するものとする。
- 7 浄化槽設置後、設置届出書又は設置計画書の記載事項のうち、県施行細則第3条又は第6条から第8条までの規定に基づく事項以外の事項に変更を生じた場合は、速やかに届出書（様式第10号の2）2部を保健福祉環境事務所に提出するよう指導するものとする。

（浄化槽設置者名簿の情報提供）

第6条 浄化槽の適正な維持管理による生活環境の保全及び浄化槽の検査業務の推進を図るため、保健福祉環境事務所長は、一般財団法人福岡県浄化槽協会に整理番号、設置者住所、氏名、設置場所、受理年月日、処理方式及び処理対象人員の事項を含む浄化槽設置者名簿を情報提供することができる。

（浄化槽の保守点検及び清掃の記録）

第7条 浄化槽の保守点検の記録は浄化槽の保守点検カード（様式第12号）、浄化槽の清掃の記録は浄化槽清掃管理カード（様式第13号）の例によるものとし、浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者はこのカードを2部作成し、1部を委託者に交付するとともに、1部を3年間保存するものとする。

（放流水の水質検査）

第8条 県施行細則第9条の検査の項目は、原則として水素イオン濃度（pH）、浮遊物質（SS）、生物化学的酸素要求量（BOD）、塩化物イオン濃度、透視度、アンモニア性窒素（NH₄-N）、亜硝酸反応及び硝酸反応とする。

（浄化槽維持管理状況の報告）

第9条 浄化槽管理者は、県施行細則第10条の規定に基づく浄化槽維持管理状況の報告を、次表の区分に従って、保健福祉環境事務所に提出するものとする。

処理対象人員（人）	報告の回数	報告書の様式例	報告の期限
501人以上	毎月1回	様式第14号	保守点検実施月の翌月末日
500人以下	毎年1回	様式第15号	保守点検実施年度の 翌年度6月30日

2 浄化槽管理者は、管理を委託している保守点検業者に前項の報告書の提出の代行を依頼することができる。

（浄化槽改善計画書等の報告）

第10条 保健福祉環境事務所長は、浄化槽法第7条第1項又は同法第11条第1項の規定による水質に関する検査において不適正との判定がなされた浄化槽については、その浄化槽管理者に対し、必要に応じ、当該浄化槽の改善を指導し、改善計画書（改善報告書）（様式第16号）の提出を求める等の手段によって、改善に努めさせるものとする。

（改善命令等）

第11条 保健福祉環境事務所長は、浄化槽法第7条の2第2項又は同法第12条の2第2項の規定に基づく水質検査を受けるべき旨の勧告の必要があると認めるときは、浄化槽の水質検査に関する勧告書（様式第17号）により勧告を行うものとする。

2 保健福祉環境事務所長は、浄化槽法第7条の2第3項又は同法第12条の2第3項の規定に基づく水質検査を受けるべき旨の措置命令の必要があると認めるときは、浄化槽の水質検査に関する措置命令書（様式第18号）により命ずるものとする。

3 保健福祉環境事務所長は、浄化槽法第12条第1項の規定に基づく改善勧告の必要があると認めるときは、浄化槽改善勧告書（様式第19号）により勧告を行うものとする。

4 保健福祉環境事務所長は、浄化槽法第12条第2項の規定に基づく改善措置命令又は使用停止命令の必要があると認めるときは、浄化槽改善措置命令書（様式第20号）又は浄化槽使用停止命令書（様式第21号）により命ずるものとする。

（ディスポーザとの接続）

第12条 保健福祉環境事務所長は、浄化槽管理者（浄化槽を設置しようとする者も含む。）がディスポーザを設置するときは、浄化槽をディスポーザ対応型とするよう指導するものとする。

（補則）

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日11廃一第410号、11建第104号)

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年2月1日17廃第2448号、17建第2790号)

(施行期日)

1 この要領は、平成18年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にある旧様式は、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (平成19年10月22日19廃第473号、19建第1922号)

(施行期日)

1 この要領は、平成19年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にある旧様式は、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (平成20年3月31日19廃第2582号、19建第3510号)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月6日27廃第2200号、27建第3479号)

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月6日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にある旧様式は、当分の間、なお使用することができる。

別表1 型式認定浄化槽に関する添付書類（浄化槽法に基づく手続の場合）

種別	添付書類
1 建築基準法第68条の10の型式適合認定を取得したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽法第13条又は同法第16条の認定書の写し ・型式適合認定の認定書の別添仕様書の写し
2 建築基準法第68条の10の型式適合認定を取得していないもので、昭和55年建設省告示第1292号の構造のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽法第13条又は同法第16条の認定書の写し ・浄化槽の見取図（形状、構造及び大きさが含まれている）
3 建築基準法第68条の10の型式適合認定を取得していないもので、同法第31条第2項又は同法施行令第35条第1項の国土交通大臣認定を取得したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽法第13条又は同法第16条の認定書の写し ・浄化槽の見取図（形状、構造及び大きさが含まれている）

別表2 型式認定浄化槽に関する添付書類（建築主事に建築確認申請を行う場合）

種別	添付書類
1 建築基準法第68条の10の型式適合認定を取得したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・型式適合認定の認定書の写し（別添仕様書を含む）
2 建築基準法第68条の11の型式部材等製造者認証を取得したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・型式部材等製造者認証の認定書の写し
3 建築基準法第68条の10の型式適合認定を取得していないもので、昭和55年建設省告示第1292号の構造のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽法第13条又は同法第16条の認定書の写し ・浄化槽の見取図（形状、構造及び大きさが含まれている）
4 建築基準法第68条の10の型式適合認定を取得していないもので、同法第31条第2項又は同法施行令第35条第1項の国土交通大臣認定を取得したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の見取図（形状、構造及び大きさが含まれている） ・建築基準法第31条第2項又は同法施行令第35条第1項の認定書の写し

別表3 変更・廃止手続一覧

変更等の内容	届出根拠	提出書類	
設置届出書（計画書）提出後、浄化槽の工事着手前までの間の変更等			
<p>1 浄化槽の設置届出書提出後、</p> <p>①浄化槽の設置計画を中止し、浄化槽を設置しないとき</p> <p>②浄化槽の構造若しくは規模に変更を生じるとき（③に該当する場合を除く。）</p> <p>③型式認定浄化槽の構造に変更を生じ、かつ性能及び規模を変更しないとき</p> <p>④届出書の記載事項に変更を生じた場合であつて、上記①～③以外るとき</p>	<p>①県施行細則第3条第1項</p> <p>②県施行細則第3条第1項 浄化槽法第5条第1項</p> <p>③県施行細則第3条第1項</p> <p>④要領第5条第3項</p>	<p>①浄化槽を設置しない旨の届出書（県施行細則様式第1号）</p> <p>②浄化槽を設置しない旨の届出書（県施行細則様式第1号） 浄化槽設置届出書（要領様式第1号）</p> <p>③浄化槽設置届出事項変更届出書（県施行細則様式第2号）</p> <p>④浄化槽設置届出事項変更届出書（要領様式第10号の2）</p>	
<p>2 浄化槽設置計画書提出後、計画書の内容と建築確認申請の内容に相違が生じた場合であつて、</p> <p>①浄化槽の設置計画を中止し、浄化槽を設置しないとき</p> <p>②浄化槽の構造若しくは規模に変更を生じるとき（③に該当する場合を除く。）</p> <p>③型式認定浄化槽の構造に変更を生じ、かつ性能及び規模を変更しないとき</p> <p>④建築物の用途又は延べ面積に変更を生じるとき（②又は③に該当する場合を除く。）</p> <p>⑤上記②～④以外の変更を生じる時</p>	<p>要領第5条第4項</p>	<p>①浄化槽を設置しない旨の届出書（要領様式第9号）</p> <p>②浄化槽を設置しない旨の届出書（要領様式第9号） 浄化槽設置計画書（要領様式第1号）</p> <p>③浄化槽設置計画変更届出書（要領様式第10号）</p> <p>④浄化槽設置計画変更計画書（要領様式第11号）</p> <p>⑤浄化槽設置計画変更届出書（要領様式第10号）</p>	
浄化槽設置後の変更等（浄化槽の工事着手から使用開始までの間を含む。）			
<p>3 浄化槽の構造若しくは規模を変更するとき（処理方式の変更を伴うもの及び処理対象人員又は日平均汚水処理量の10%以上の変更を伴うものに限る。）</p>	<p>建築確認申請等を要する場合</p>	<p>要領第3条第3項</p>	<p>浄化槽設置計画書（要領様式第1号）</p> <p>※従前の設置計画書の提出（受付）日、受付番号等について、提出する計画書の余白に分かる範囲で記入すること。</p>
	<p>上記以外の場合</p>	<p>浄化槽法第5条第1項</p>	<p>浄化槽変更届出書（要領様式第2号）</p>
<p>4 建築物の用途又は延べ面積に変更を生じる場合であつて、既設の浄化槽で処理できないとき</p>	<p>建築確認申請等を要する場合</p>	<p>浄化槽法第11条の2 要領第3条第3項</p>	<p>浄化槽使用廃止届出書（環境省関係浄化槽法施行規則様式第1号）</p> <p>浄化槽設置計画書（要領様式第1号）</p>
	<p>上記以外の場合</p>	<p>浄化槽法第11条の2 浄化槽法第5条第1項</p>	<p>浄化槽使用廃止届出書（環境省関係浄化槽法施行規則様式第1号）</p> <p>浄化槽設置届出書（要領様式第1号）</p>

5 建築物の用途又は延べ面積に変更を生じる場合であって、既設の浄化槽で処理できるとき	建築確認申請等を要する場合	要領第5条第5項	浄化槽設置計画変更計画書（要領様式第11号）
	上記以外の場合	県施行細則第8条第2号	浄化槽設置届出事項変更届出書（県施行細則様式第7号）
6 浄化槽の使用を廃止したとき		浄化槽法第11条の2	浄化槽使用廃止届出書（環境省関係浄化槽法施行規則様式第1号）
7 既存浄化槽が老朽し、新しいものと取りかえるとき	建築確認申請等を要する場合	浄化槽法第11条の2 要領第3条第3項	浄化槽使用廃止届出書（環境省関係浄化槽法施行規則様式第1号） 浄化槽設置計画書（要領様式第1号）
	上記以外の場合	浄化槽法第11条の2 浄化槽法第5条第1項	浄化槽使用廃止届出書（環境省関係浄化槽法施行規則様式第1号） 浄化槽設置届出書（要領様式第1号）
8 浄化槽工事を完了したとき		県施行細則第4条	浄化槽工事完了届出書（県施行細則様式第3号）
9 浄化槽を使用開始するとき		浄化槽法第10条の2第1項	浄化槽使用開始報告書（県施行細則様式第4号）
10 浄化槽の技術管理者を変更するとき		浄化槽法第10条の2第2項	浄化槽技術管理者変更報告書（県施行細則様式第5号）
11 浄化槽管理者を変更するとき		浄化槽法第10条の2第3項	浄化槽管理者変更報告書（県施行細則様式第6号）
12 浄化槽管理者の氏名（法人にあっては法人の名称又は代表者の氏名）若しくは住所を変更するとき（浄化槽の設置届出書又は設置計画書のいずれを提出し浄化槽を設置した場合も同じ。）		県施行細則第8条第1号	浄化槽設置届出事項変更届出書（県施行細則様式第7号）
13 放流経路又は放流方法の変更（浄化槽の設置届出書又は設置計画書のいずれを提出し浄化槽を設置した場合も同じ。）		県施行細則第8条第3号	浄化槽設置届出事項変更届出書（県施行細則様式第7号）
14 設置届出書又は設置計画書の記載事項に変更を生じた場合であって、上記3～13以外るとき		要領第5条第7項	浄化槽設置届出事項変更届出書 又は 浄化槽設置計画変更届出書（要領様式第10号の2）

浄化槽設置届出・計画書 <small>(いづれかを○で囲む)</small> 建築主事 保健福祉環境事務所長 殿		年 月 日			
設置者住所					
ふりがな <small>(法人にあつては名称及び代表者の氏名)</small>					
氏名		印		TEL <small>(自)</small> <small>(勤)</small>	
浄化槽を設置したいので、次のとおり提出します。					
根拠法令		<input type="checkbox"/> 浄化槽法 <input type="checkbox"/> 建築基準法			
1. 設置場所の地名地番		住所		浄化槽使用者	
		氏名			
2. 種類		①型式認定浄化槽 (名称) (認定番号) ②その他(昭和55年建設省告示1292号)		10. 付近の見取図	
3. 建物の用途及び延べ面積		用途; 面積; m ²			
4. 処理対象人員		人			
5. 処理能力		イ. 日平均汚水量 m ³ /日			
		ロ. BOD除去率 %			
		ハ. 放流水中のBOD mg/l			
6. 放流先又は放流方法		①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤その他 ()			
7. 浄化槽工事業者		氏名又は名称 知事登録・届出番号 TEL			
8. 着工予定		年 月 日		9. 使用開始予定	
		年 月 日			
11. その他特記すべき事項		人		ディスプレイの使用予定の有無	
				有 ・ 無	
浄化槽保守点検業者		住所		住所	
		氏名又は名称		氏名	
		登録番号		認定番号	
		TEL		資格取得年月日	
				年 月 日	
人槽・処理方式		人槽; 処理方式;		誓約書 年 月 日 建築主事 保健福祉環境事務所長 殿 設置者住所 ふりがな 氏 名 設置届出・計画書を提出するにあたり、下記のことを誓約いたします。 記 1. 公共用水域等の水質の保全のため、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図ります。 2. 浄化槽に係る紛争が生じたり、苦情があった場合は、当事者間により責任をもって解決します。 3. 浄化槽の使用については使用の準則を遵守することはもちろんのこと、保守点検については保守点検の技術上の基準に、清掃については清掃の技術上の基準にしたがいます。 4. 浄化槽の清掃は、毎年1回以上必ず実施します。 5. 浄化槽の使用開始後3ヶ月後の法定検査及び1年以内ごとの定期的な法定検査を受けます。 6. 上記のほか関係法規を遵守します。	
建築用途別処理対象人員算定表 (建築延面積 m ²)					
種別		用途別計			
用途		単位算定人員			
		算定人員			
汚水量算定表				収受印	

(添付書類) 1. 浄化槽配置図及び建築物各階平面図 2. 浄化槽構造図 3. 給排水設備の配管図 4. 当該浄化槽の構造及び規模を明らかにする設計計算書
 5. 型式認定を受けた浄化槽以外の浄化槽にあつては、処理工程図及び仕様書(容量計算書、配筋計算書及びシーケンス制御を明らかにした図面を含む。) 6. その他保健福祉環境事務所長が特に必要と認める書類(要領様式第1号の2等)

(注意) 1. 2欄及び6欄は、該当する事項を○で囲むこと
 2. 10欄は、設置位置、放流経路(朱書)、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること
 3. 11欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること
 4. ①本人による署名の場合、押印の必要はありません。
 ②(自);設置届出提出時の自宅電話番号、(勤);法定検査についての連絡が可能な、昼間連絡の取れる勤務先等の電話番号をそれぞれ記入してください。

浄化槽設置届出・計画書 <small>(いづれかを○で囲む)</small> 建築主事 保健福祉環境事務所長 殿		年 月 日																																
設置者住所 ふりがな(法人にあつては名称及び代表者の氏名)		施行欄 受付年月日 受付番号 通知月日 検査月日																																
氏名 印 TEL(自) (勤)																																		
浄化槽を設置したいので、次のとおり提出します。																																		
根拠法令 <input type="checkbox"/> 浄化槽法 <input type="checkbox"/> 建築基準法																																		
1. 設置場所の地名地番		浄化槽使用者 住所 氏名																																
2. 種類 ①型式認定浄化槽 (名称) (認定番号) ②その他(昭和55年建設省告示1292号)		10. 付近の見取図																																
3. 建物の用途及び延べ面積 用途; 面積; m ²																																		
4. 処理対象人員 人																																		
5. 処理能力 イ. 日平均汚水量 m ³ /日 ロ. BOD除去率 % ハ. 放流水中のBOD mg/l																																		
6. 放流先又は放流方法 ①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤その他()																																		
7. 浄化槽工事業者 氏名又は名称 知事登録・届出番号 TEL																																		
8. 着工予定 年 月 日				9. 使用開始予定 年 月 日																														
11. その他特記すべき事項 人				デイスボータの使用予定の有無 有 ・ 無																														
浄化槽保守点検業者 住所 氏名又は名称 登録番号 TEL				技術管理者 住所 氏名 認定番号 資格取得年月日 年 月 日																														
人槽・処理方式 人槽; 処理方式;				誓約書 年 月 日 建築主事 保健福祉環境事務所長 殿 設置者住所 ふりがな 氏 名 印 設置届出・計画書を提出するにあたり、下記のことを誓約いたします。 記 1. 公共用水域等の水質の保全のため、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図ります。 2. 浄化槽に係る紛争が生じたり、苦情があった場合は、当事者間により責任をもって解決します。 3. 浄化槽の使用については使用の準則を遵守することはもちろんのこと、保守点検については保守点検の技術上の基準に、清掃については清掃の技術上の基準にしたがいます。 4. 浄化槽の清掃は、毎年1回以上必ず実施します。 5. 浄化槽の使用開始後3ヶ月後の法定検査及び1年以内ごとの定期的な法定検査を受けます。 6. 上記のほか関係法規を遵守します。																														
建築用途別処理対象人員算定表 (建築延面積 m ²)																																		
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="3">種別</th> <th rowspan="2">用途別計</th> <th rowspan="2">単位算定人員</th> <th rowspan="2">算定人員</th> </tr> <tr> <th>階</th> <th>階</th> <th>階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		用途	種別			用途別計	単位算定人員	算定人員	階	階	階																							
用途	種別								用途別計	単位算定人員	算定人員																							
	階	階	階																															
汚水量算定表																																		
建築主事殿 年 月 日 基づく意見はありません。		福岡県 保健所長 印 (保健福祉環境事務所保健監)																																
建築基準法第93条第6項に 基づき別紙のとおり意見を提出します。																																		

浄化槽設置届出・計画書 <small>(いづれかを○で囲む)</small> 建築主事 保健福祉環境事務所長 殿		年 月 日	
設置者住所			
ふりがな(法人にあつては名称及び代表者の氏名)			
氏名	印	TEL(自)	(勤)
浄化槽を設置したいので、次のとおり提出します。			
根拠法令	<input type="checkbox"/> 浄化槽法 <input type="checkbox"/> 建築基準法		
1. 設置場所の地名地番	浄化槽使用者	住所	
		氏名	
2. 種類	①型式認定浄化槽 (名称) (認定番号) ②その他(昭和55年建設省告示1292号 号)		
3. 建物の用途及び延べ面積	用途; 面積; m ²		
4. 処理対象人員	人		
5. 処理能力	イ. 日平均汚水量 m ³ /日		
	ロ. BOD除去率 %		
	ハ. 放流水中のBOD mg/l		
6. 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤その他()		
7. 浄化槽工事業者	氏名又は名称 知事登録・届出番号 TEL		
8. 着工予定	年 月 日	9. 使用開始予定	年 月 日
11. その他特記すべき事項	人	ディスプレイの使用予定の有無	有 ・ 無
浄化槽保守点検業者	住所	住所	
	氏名又は名称	氏名	
	登録番号	TEL	認定番号
		資格取得年月日	年 月 日
人槽・処理方式	人槽; 処理方式;		
誓 約 書			
建築用途別処理対象人員算定表 (建築延面積 m ²)		年 月 日	
種別	階	階	階
用途	用途別計	単位算定人員	算定人員
汚水量算定表		設置者住所 ふりがな 氏 名 設置届出・計画書を提出するにあたり、下記のことを誓約いたします。 記 1. 公共用水域等の水質の保全のため、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図ります。 2. 浄化槽に係る紛争が生じたり、苦情があった場合は、当事者間により責任をもって解決します。 3. 浄化槽の使用については使用の準則を遵守することはもちろんのこと、保守点検については保守点検の技術上の基準に、清掃については清掃の技術上の基準にしたがいます。 4. 浄化槽の清掃は、毎年1回以上必ず実施します。 5. 浄化槽の使用開始後3ヶ月後の法定検査及び1年以内ごとの定期的な法定検査を受けます。 6. 上記のほか関係法規を遵守します。	
		収受印	
建築主事殿		年 月 日	
基づく意見はありません。 建築基準法第93条第6項に 基づき別紙のとおり意見を提出します。		福岡県 保健所長 印 (保健福祉環境事務所保健監)	

浄化槽設置届出・計画書 <small>(いづれかを○で囲む)</small> 建築主事 保健福祉環境事務所長 殿		年 月 日	受理書・意見書交付伺(例文)伺				
設置者住所							
ふりがな(法人にあつては名称及び代表者の氏名)							
氏名		印	TEL(自)				
			(勤)				
浄化槽を設置したいので、次のとおり提出します。							
根拠法令		<input type="checkbox"/> 浄化槽法 <input type="checkbox"/> 建築基準法					
1. 設置場所の地名地番		浄化槽使用者		住所			
				氏名			
2. 種類		①型式認定浄化槽 (名称) (認定番号) ②その他(昭和55年建設省告示1292号)					
3. 建物の用途及び延べ面積		用途; 面積; m ²					
4. 処理対象人員		人					
5. 処理能力		イ. 日平均汚水量 m ³ /日					
		ロ. BOD除去率 %					
		ハ. 放流水中のBOD mg/l					
6. 放流先又は放流方法		①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤その他()					
7. 浄化槽工事業者		氏名又は名称 知事登録・届出番号 TEL					
8. 着工予定		年 月 日	9. 使用開始予定		年 月 日		
11. その他特記すべき事項		人		ディスポーザの使用予定の有無 有 ・ 無			
浄化槽保守点検業者		住所			住所		
		氏名又は名称			氏名		
		登録番号	TEL	認定番号	資格取得年月日	年 月 日	
人槽・処理方式		人槽; 処理方式;					
建築用途別処理対象人員算定表 (建築延面積 m ²)		誓 約 書					
		年 月 日					
用途		種別		建築主事			
		階	階	階	保健福祉環境事務所長 殿		
		用途別計	単位算定人員	設置者住所			
				ふりがな			
				氏 名			
				印			
				設置届出・計画書を提出するにあたり、下記のことを誓約いたします。			
				記			
汚水量算定表		1. 公共用水域等の水質の保全のため、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図ります。					
		2. 浄化槽に係る紛争が生じたり、苦情があった場合は、当事者間により責任をもって解決します。					
		3. 浄化槽の使用については使用の準則を遵守することはもちろんのこと、保守点検については保守点検の技術上の基準に、清掃については清掃の技術上の基準にしたがいます。					
		4. 浄化槽の清掃は、毎年1回以上必ず実施します。					
		5. 浄化槽の使用開始後3ヶ月後の法定検査及び1年以内ごとの定期的な法定検査を受けます。					
		6. 上記のほか関係法規を遵守します。					
建築主事殿		年 月 日					
建築基準法第93条第6項に		福岡県 保健所長 印 (保健福祉環境事務所保健監)					
基づく意見はありません。		基づき別紙のとおり意見を提出します。					

様式第1号の2（要領第3条第1項（2）関係）

住宅用途における人員算定に係る申出書

年 月 日

福岡県 保健福祉環境事務所長 殿

（浄化槽設置者）

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

（浄化槽使用者）

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

今般、設置を予定している下記の浄化槽について、日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302）」第2項ただし書に基づき、使用水量の資料等を基に算定人員の軽減を認めていただくようお願いします。

なお、当該浄化槽に接続される予定の既存建築物においては、住宅における現在の実居住人員が_____人であり、人員の増加は見込まれません。

また、実居住人員が増加する場合は、その旨を届け出るとともに、実居住人員の増加により浄化槽が処理性能を発揮できないおそれがある場合は、保健福祉環境事務所の指導に従い、浄化槽の入れ替え等の然るべき措置を行います。

おって、当該浄化槽を他人に譲り渡す場合には、この申出書の内容及び当該内容を遵守すべき旨を通知します。

記

浄化槽の設置場所			
建築物の用途		建築物の延べ面積	
添付書類	<input type="checkbox"/> 別添のとおり <input type="checkbox"/> なし（実居住人員が2名以下のため不要。）		

（この様式の記載における留意事項）

- 保健福祉環境事務所において、浄化槽設置届等を審査する際、浄化槽設置者等に対し、電話等によりこの申出書の内容を確認することがあります。
- この申出書の記載事項に虚偽の内容が含まれる場合には、浄化槽設置者が不利益処分を受けることがあります。
- 「添付書類」欄は、選択肢のいずれかを選択して下さい。

様式第2号(要領第5条第1項関係)

浄化槽変更届出書						受理書交付伺(例文)伺								
保健福祉環境事務所長 殿 設置者住所 <small>ふりがな(法人にあっては名称及び代表者の氏名)</small> 氏名 印 TEL(自) (勤) 浄化槽の構造又は規模の変更をしたいので、次のとおり届け出ます。						年 月 日 施行欄 受付年月日 受付番号 通知月日 検査月日								
1. 設置場所の地名地番						浄化槽使用者		住所						
2. 設置届出(計画)提出年月日								氏名						
3. 変更の内容及び理由						10. 着工予定 年 月 日								
4. 種類		①型式認定浄化槽(名称)				11. 使用開始予定 年 月 日								
		(認定番号)				12. その他特記すべき事項		人						
②その他(昭和55年建設省告示1292号 号)						13. 付近の見取図								
5. 建物の用途及び延べ面積		用途; 面積; m ²												
6. 処理対象人員		人												
7. 処理能力		イ. 日平均汚水量 m ³ /日												
		ロ. BOD除去率 %												
		ハ. 放流水中のBOD mg/l												
8. 放流先又は放流方法		①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤その他()												
9. 浄化槽工事業者		氏名又は名称 知事登録・届出番号 TEL				ディスポーザの使用予定の有無 有 ・ 無								
浄化槽保守 点検業者		住所 氏名又は名称 TEL				技術管 理者		住所 氏名						
		登録番号		浄化槽管理士名				認定番号		資格取得年月日	年 月 日			
人槽・処理方式		人槽; 処理方式;				誓約書 年 月 日 保健福祉環境事務所長 殿 設置者住所 <small>ふりがな</small> 氏名 印 設置届出・計画書を提出するにあたり、下記のことを誓約いたします。 記 1. 公共用水域等の水質の保全のため、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図ります。 2. 浄化槽に係る紛争が生じたり、苦情があった場合は、当事者間により責任をもって解決します。 3. 浄化槽の使用については使用の準則を遵守することはもちろんのこと、保守点検については保守点検の技術上の基準に、清掃については清掃の技術上の基準にしたがいます。 4. 浄化槽の清掃は、毎年1回以上必ず実施します。 5. 浄化槽の使用開始後3ヶ月後の法定検査及び1年以内ごとの定期的な法定検査を受けます。 6. 上記のほか関係法規を遵守します。								
建築用途別処理対象人員算定表(建築延面積 m ²)														
種別		用途		単位算定							算定			
用途		階		階							階		人員	
汚水量算定表														
						収受印								

(添付書類) 1. 浄化槽配置図及び建築物各階平面図 2. 浄化槽構造図 3. 給排水設備の配管図 4. 当該浄化槽の構造及び規模を明らかにする設計計算書
 5. 型式認定を受けた浄化槽以外の浄化槽にあつては、処理工程図及び仕様書(容量計算書、配筋計算書及びシーケンス制御を明らかにした図面を含む。) 6. その他保健福祉環境事務所長が特に必要と認める書類(要領様式第1号の2等)

(注意) 1. 4欄及び8欄は、該当する事項を○で囲むこと
 2. 12欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること
 3. 13欄は、設置位置、放流経路(朱書)、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること
 4. ①本人による署名の場合、押印の必要はありません。
 ②(自);設置届出提出時の自宅電話番号、(勤);法定検査についての連絡が可能な、昼間連絡の取れる勤務先等の電話番号をそれぞれ記入してください。

様式第3号（要領第3条第2項関係）

第 号
年 月 日

（浄化槽設置者）

殿

福岡県 保健福祉環境事務所長 印

浄化槽の改善について（勧告）

年 月 日に届け出られた下記の者が使用する浄化槽設置届出書を審査した結果、下記の事項を改善されるよう浄化槽法第5条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1 改善を要する浄化槽の設置場所（住所） 使用者（氏名）	
2 改善を要する事項	

第 号
平成 年 月 日

浄化槽変更・廃止命令書

浄化槽設置者住所
氏名

平成 年 月 日に届け出られた浄化槽設置届出書を審査した結果、浄化槽法第5条第3項の規定に基づき下記の者が使用する浄化槽について、下記の理由により浄化槽設置計画の 変更 廃止 を命じます。

なお、この命令に従わなかった場合には浄化槽法第63条により不利益処分を受けることがあります。

この命令に不服があるときは、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に福岡県知事に対して審査請求ができます。また、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この命令の取消しの訴えを提起することもできます。なお、命令の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に提起することができます。

年 月 日

福岡県 保健福祉環境事務所長 印

記

- 1 浄化槽使用者
- 2 理由

様式第5号（要領第3条第2項関係）

浄化槽 設置
変更 届出受理書

平成 年 月 日
第 号

殿

福岡県 保健福祉環境事務所長 印

下記の浄化槽 設置
変更 届出については、浄化槽法第5条第4項ただし書きの規定に基づき、内容が相当である旨を通知します。

記

受付年月日	年 月 日	受付番号	
浄化槽使用者氏名			
設置場所			
建築物の用途		処理対象 算定人員	
建築物の延べ面積			
浄化槽の規模	人槽 m ³ /日		
浄化槽の種類	①型式認定浄化槽（名称 （認定番号 ②その他（昭和55年建設省告示第1292号 号）		
指示事項	①誓約事項を遵守すること。 ②届出事項に変更があった場合はすみやかに届け出ること。 ③工事完了届出書及び使用開始報告書を提出すること。		

様式第6号（要領第3条第3項関係）

第 号
年 月 日

殿

福岡県 保健所長 印
（保健福祉環境事務所保健監）

浄化槽の設置計画に対する意見書

標記のことについて、建築基準法第93条第6項に基づく意見を下記のとおり提出します。

記

受付年月日	年 月 日	受付番号	
浄化槽設置者氏名		浄化槽使用者氏名	
浄化槽の設置場所			
建築物の用途		処理対象算定人員	
建築物の延べ面積			
浄化槽の規模	人槽	$m^3/日$	
浄化槽の種類	①型式認定浄化槽（名称 （認定番号 ②その他（昭和55年建設省告示第1292号）号）		
意見			

浄化槽工事検査報告書
(建設省告示区分第2～第12の各号及び51人槽以上の告示区分第13のもの)

検査項目	チェック項目	該当装置の有無	結果	特記事項
1. 基礎及び躯体	1. 基礎工事は適切に行われたか。 栗石、捨てコン 2. 底部コンクリートの配筋、厚さ mm 3. 周壁の配筋、厚さ mm 4. 鉄筋コンクリート構造の場合防水加工が施されているか。 5. 埋戻し、水締め、つき固め、及び槽内清掃等の整地清掃は適切に行われたか。 6. F R P浄化槽では浮上防止措置が講じられているか。			
2. 流入管及び放流管渠	1. 勾配は適切であるか。 2. 汚物や汚泥の滞留はないか。 3. 管又は管と合流弁等の継ぎ目から漏水又は地下水の流入はないか。 4. マンホール上部及び点検口内の嵩上げ継ぎ目部分から雨水等の流入はないか。 5. 雨水、工場排水等の浄化槽の機能に障害をもたらす管渠の接続はないか。 6. 弁の位置および種類は適切か。 7. 生活排水が全て接続されているか。			
3. 設計図書の確認	1. 設計変更が行われていないか。 2. 槽の形状、寸法は設計図書どおり施工されているか。 3. 機械装置などの仕様書は、設計図書どおりか。			
4. 一般構造などの外観検査	1. 型式、メーカー名、人槽の表示があるか。 2. 水平に据え付けられているか。 3. 亀裂、破損などはないか。 4. かさ上げのある場合、維持管理に支障はないか。 5. 通気排気の開口部は適切か。 6. 槽本体に満水して24時間以上漏水しないことが確かめられたか。 7. 維持管理が容易にできる構造となっているか。 8. 各種配管は堅固に取り付けられているか。 9. 機械装置などは堅固に据え付けられているか。 10. 各種配管および槽内の金属材料は、防錆対策が講じられているか。 11. 放流管底と放流先水面は適切な落差があるか。 12. 周辺に対し、騒音などの影響はないか。 13. マンホールの位置、口径、及び材質は適当であるか。 14. 清掃用の水道栓が浄化槽の付近に設置されているか。			
5. 沈殿分離槽	1. 槽の形状、寸法はよいか。 2. 流入管および流出管の開口部の位置は、規定の深さにあるか。また、その管の取付け状態はよいか。 3. 流入管底と水面との落差はあるか。 4. 流入管、流出管、バフプルなどの上部にマンホール点検口が設けてあるか。			
6. 嫌気濾床槽	1. 槽の形状、寸法はよいか。 2. 濾材の充填率・充填状態はよいか。 3. 流入管および流出管の開口部の位置は適切か。また、その管の取付け状態はよいか。 4. 清掃口の位置は適切か。 5. 汚泥移送装置の位置は適切か。 6. 汚泥移送装置の稼働状況			
7. スクリーン流入装置	1. 導入管底とスクリーン流路底面との落差はあるか。 2. 各種スクリーンの目幅間隔は所定寸法であるか。 3. スクリーンの傾斜角は適切か。 4. スクリーンかすの水きり装置およびスクリーンかすを収納する容器の容量は適当であるか。 5. 導水路 (バイパス) のゲート板は設けられているか。 6. 下記の機械装置の型式、能力は設計仕様書どおりか。 (1) 破碎装置 (2) 自動荒目スクリーン (3) 自動細目スクリーン (4) 自動微細目スクリーン (5) 排砂装置 7. 沈砂槽、ばっ気沈砂槽、ばっ気型スクリーンの構造容量は適切か。また、排砂が容易に行える構造となっているか。 8. ばっ気沈砂装置、ばっ気型スクリーンの散気管などの取付け位置は適切か。また、空気調整バルブが設けられているか。			

様式第7号 (要領第4条第1項関係) その2

検査項目	チェック項目	該当装置の有無	結果	特記事項
8. 原水ポンプ槽	1. 槽の形状、寸法はよいか。 2. ポンプの型式、能力、台数（2台以上）などは仕様書どおりか。 3. ポンプの運転状態はよいか。 4. ポンプは容易に保守点検できるよう設置されているか。 5. 液面スイッチの設定位置は適切か。また、作動状態はよいか。 6. 満水警報器は設置されているか。また、設置場所は適切か。 7. 異常満水時の対策は適切か。			
9. 流量調整槽、計量装置	1. 槽の形状、寸法はよいか。 2. ポンプの型式、能力、台数は設計仕様書どおりか。 3. ポンプの運転状況はよいか。 4. ポンプは容易に保守点検ができるか。 5. ポンプの液面スイッチ設定の作動状況はよいか。 (1) 最低水位（ポンプ停止レベル）と散気管の位置関係はよいか。 (2) ポンプ停止、起動および満水警報などの液面スイッチの設定レベルは適切か。 6. 満水警報器は設置されているか。また、設置場所は適切か。 7. 計量調整装置の構造、形状および機能について (1) 計量ぜきの構造はよいか。（各せきの構造は越流方式であるか） (2) 移流量の計測および調整が容易にできる構造となっているか。 8. 攪拌装置と運転状況について (1) 散気攪拌方式の場合、流量調整槽用送風機は設計仕様書どおりか。 (2) 空気配管に空気量、圧力などの計測装置があるか。また、空気調整バルブが設けられているか。 9. 異常満水時、次の槽へのオーバーフロー対策は適切か。			
10. 回転板接触槽	1. 槽の形状、寸法はよいか。 2. 回転板の形状・寸法および板相互の間隔寸法はよいか。 3. 回転板の材料は仕様書どおりか。 4. 回転板が接触槽の汚水に、規定以上浸漬しているか。 5. 回転板の回転速度（円周速度）は規定速度以下か。 6. 槽の壁、底部と回転板の間隔（隙間寸法）は規定どおりか。 7. 槽には上屋などを設け、通気ができる構造となっているか。 8. 回転板の駆動装置について (1) 駆動装置は仕様書どおりか。 (2) 駆動装置は堅固に取り付けられているか。 (3) 駆動装置の運転状況はよいか。 9. 回転板の回転状態は円滑か。			
11. 接触ばっ気槽	1. 槽の形状、寸法はよいか。 2. 接触材の充填率は規定値以上あるか。 3. 接触材およびその支持材の取付け状態はよいか。 4. 各槽は、はく離汚泥を引抜き移送できる構造となっているか。 5. ばっ気攪拌状態はよいか。 6. 消泡装置について (1) 消泡ノズルの配置、取付け高さなどは適切か。 (2) 消泡状態はよいか。			
12. ばっ気槽	1. 槽の形状、寸法はよいか。 2. ばっ気装置について (1) 散気管または機械攪拌機は保守点検が容易にできる構造となっているか。 (2) 散気配管に空気調整バルブが各系統ごとにあるか。また、空気量計測装置があるか。 (3) 散気管または機械攪拌機の取付け状態はよいか。 (4) 機械攪拌式は、ばっ気の調整ができる装置などがあるか。 (5) ばっ気、攪拌状態はよいか。 3. 消泡装置について (1) 消泡ノズルの配置、取付け高さなどは適切か。 (2) 消泡状態はよいか。 4. 散気装置の空気にかし配管口は、適切な水面下にあるか。			

様式第7号 (要領第4条第1項関係) その3

検査項目	チェック項目	該当装置の有無	結果	特記事項
1 3. 散水濾床	1. 槽の形状, 寸法はよいか。 2. 固定ノズルまたは回転散水機は仕様書どおりか。また, 散水状態はよいか。 3. 散水量は適切か。 4. 濾材受けと槽底部の間隔および底部勾配は適切か。 5. 濾材の受け材の取付け状態はよいか。 6. 濾材の材質, 径などは仕様書どおりか。 7. ポンプますの形状寸法はよいか。 8. 散水ポンプおよび分水装置の運転および作動状況はよいか。			
1 4. 脱窒槽	1. 槽の形状, 寸法はよいか。 2. 攪拌装置は保守点検が容易に行える構造となっているか。 3. 沈殿槽からの汚泥の返送量の計測調整が容易に行えるか。 4. メタノールなどの注入設備は量の調整が容易に行える構造となっているか。			
1 5. 硝化槽	1. 槽の形状, 寸法はよいか。 2. ばっ気装置について (1) 散気管または機械攪拌機は保守, 点検が容易にできる構造となっているか。 (2) 散気配管に空気調整バルブが各系統ごとにあるか。また, 空気量計測装置があるか。 (3) 散気管または機械攪拌機の取付け状態はよいか。 (4) 機械攪拌式は, ばっ気の調整ができる装置などがあるか。 (5) ばっ気, 攪拌状態はよいか。 3. 消泡装置について (1) 消泡ノズルの配置, 取付け高さなどは適切か。 (2) 消泡状態はよいか。 4. 散気装置の空気にかし配管口は適切な水面下にあるか。 5. 脱窒槽への汚水の返送量の計測調整が容易に行える構造となっているか。 6. pH計の設置位置は適切か。pHを自動的に調整できる構造となっているか。 7. DO計の設置位置は適切か。槽内のDOを計測・記録できる構造となっているか。			
1 6. 沈殿槽	1. 槽の形状, 寸法はよいか。 2. 整流装置の形状, 寸法および取付け状態はよいか。 3. 汚泥かき寄せ機の型式能力は設計仕様書どおりか。また, 運転状況はよいか。 4. 越流ぜきの構造, 形状および寸法はよいか。 (1) 越流ぜきは堅固に取り付けられているか。 (2) 均等流出ができるか。(レベル調整されているか) 5. 阻流板(バップル)の形状, 寸法はよいか。また, バップルは堅固に取り付けられているか。 6. 汚泥返送装置の型式能力などは設計仕様書どおりか。 (1) エアリフトポンプの空気管には空気調整バルブがあるか。 (2) エアリフトポンプのヘッドに空気抜きが設けられているか。 7. 汚泥返送装置の運転状況はよいか。 8. 汚泥返送装置の構造, 形状および機能はよいか。 (1) 計量ぜきの構造はよいか。各せきの構造は越流方式であるか。 (2) 計量ボックスの形状, 寸法はよいか。 (3) 汚泥の計量および調整ができる構造となっているか。			
1 7. 凝集設備	1. 槽の形状, 寸法はよいか。 2. 攪拌装置は保守点検が容易に行える構造となっているか。 3. 薬剤の注入位置は適切か。薬品(凝集用, pH調整用)注入量の計測調整は容易に行える構造となっているか。 4. 薬液タンクの容量は10日分以上あるか。			
1 8. 濾過設備	1. 槽の形状, 寸法はよいか。 2. ポンプの型式, 能力は設計仕様書どおりか。 3. 濾材の充填は設計仕様書どおりか。 4. 自動的に逆洗が行える構造となっているか。 5. 差圧などの検知ができる構造となっているか。 6. 濾材の交換が容易に行える構造となっているか。			
1 9. 活性炭吸着設備	1. 槽の形状, 寸法はよいか。 2. ポンプの型式, 能力は設計仕様書どおりか。 3. 活性炭の充填率は設計仕様書どおりか。 4. 自動的に逆洗が行える構造となっているか。 5. 差圧などの検知ができる構造となっているか。 6. 活性炭の交換が容易に行える構造となっているか。			

様式第7号 (要領第4条第1項関係) その4

検査項目	チェック項目	該当装置の有無	結果	特記事項
20. 消泡設備	1. 消泡水貯留タンクの形状、寸法はよいか。 2. ポンプの型式、能力は設計仕様書どおりか。 3. ポンプの運転状態はよいか。 4. ポンプ・ストレーナーがあるか。			
21. 消毒槽	1. 槽の形状、寸法はよいか。 2. 消毒装置（消毒筒など）の設置位置は適切か。また、混和状態はよいか。			
22. 放流ポンプ槽	1. 槽の形状、寸法はよいか。 2. ポンプの型式、能力は設計仕様書どおりか。また運転状態はよいか。 3. ポンプは容易に保守点検できるよう設置されているか。 4. 液面スイッチの設定は適切か。 5. 予備原動機の型式、能力は設計仕様書どおりか。また、運転状態はよいか。			
23. 汚泥濃縮貯留槽、汚泥濃縮槽、汚泥貯留槽	1. 槽の形状、寸法はよいか。 2. 脱離液返送装置などがあるか。また、その取付け状態はよいか。（汚泥濃縮貯留槽、汚泥濃縮槽） 3. 槽は、臭気が発散しない構造となっているか。 4. 汚泥の引抜きおよび搬出が容易な構造となっているか。			
24. 機械室設備など	1. 機械室の広さは、機械装置、動力操作盤などの保守・管理上支障はないか。 2. 機械室は防音、防湿などの構造となっているか。 3. 処理方式、能力、フローシート、設置年月、施工業者名などを明記した耐食性の表示板を掲示しているか。 4. 送風機の型式、能力、台数は設計仕様書どおりか。また、運転状態はよいか。 5. 送風機の据付け状態はよいか。 6. 送風機には風量計、圧力計の計測装置があるか。 7. 電動機、ポンプ操作盤などには接地工事がされているか。 8. 電動ケーブル及び各槽からのセンサーケーブルの盤入線部にはコーキングなどで適切な防湿対策が施されているか。 9. ポンプ操作盤は設計仕様書どおりか。 (1) 漏電ブレーカーが設置されているか。また、作動状態はよいか。 (2) 流量調整槽のポンプ稼働時間を積算できる計器が設置されているか。 (3) 満水警報装置が設置されているか。また、作動状態はよいか。 10. 予備電源装置は設計仕様書どおりか。また、運転状況はよいか。			
25. 付帯設備	1. 換気設備は設計仕様書どおりか。また、運転状態はよいか。 2. 照明設備は設置されているか。また、保守、点検上支障ない照度を有しているか。			
26. 槽内の配管	1. 各種配管は設計仕様書（材質、口径など）どおりか。 2. 空気配管の空気漏洩試験を行ったか。また、その結果はどうであったか。			

放流先の経路と状況	
設置者に対する取扱説明	

検査月日及び検査項目番号

月 日	
月 日	
月 日	

浄化槽設備士氏名	印 設備士免状番号
----------	-----------

浄化槽工事検査報告書
(建設省告示区分第1の各号のもの)

検査項目	チェック項目	適否	検査項目	チェック項目	適否
1 基礎	栗石、捨コン		15 接触材などの変形、破損、固定の状況	嫌気濾床槽の濾材および接触ばつ気槽の接触材に変形、破損はないか	
2 底部	配筋、厚さ mm			しっかり固定されているか	
3 漏水試験	適、レベル			各装置に変形、破損はないか	
4 マンホール	荷重がかかる場合の材質は適当か				
5 人槽表示	有無		16 ばつ気装置、逆洗装置および汚泥移送装置の変形、破損、固定および稼働の状況	しっかり固定されているか	
6 整地清掃	埋め戻し、水じめ、つき固め、槽内清掃			空気の出方、水流に片寄りはないか	
7 流入管渠及び放流管渠の勾配	汚物や汚泥の停滞はないか		17 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形、破損はないか	
8 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流の恐れはないか			しっかり固定されているか	
9 誤接合などの有無	生活排水が全て接続されているか			薬剤筒は傾いていないか	
	雨水や工場排水等の特殊な排水が流入していないか		18 ポンプ設備の設置、稼働状況	ポンプ弁に変形、破損はないか	
10 弁の位置および種類	起点、屈曲点、合流点および一定間隔毎に適切な弁が設置されているか			ポンプ弁に漏水の恐れはないか	
				ポンプが2台以上設置されているか	
11 流入管渠、放流管渠および空気配管の変形、破損の恐れ	管の露出などにより変形、破損の恐れはないか			設計通りの能力のポンプが設置されているか	
			ポンプの固定が十分行われているか		
12 かさ上げの状況	バルブ操作などの維持管理を容易に行うことができるか		19 送風機の設置、稼働状況	ポンプの取り外しが可能か	
13 浄化槽本体の上部および周辺の状況	保守点検、清掃を行いきい場所に設置されていないか			ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げる恐れはないか	
	保守点検、清掃の支障となる物が置かれていないか			防震対策がなされているか	
14 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか		固定が十分行われているか		
			アースがなされているか		
漏電の恐れはないか					

放流先の経路と状況

設置者に対する取扱説明

検査月日及び検査項目番号

月 日	
月 日	
月 日	
月 日	

浄化槽設備士氏名 印 設備士免状番号

様式第9号（要領第5条第4項関係）

浄化槽を設置しない旨の届出書

福岡県 保健福祉環境事務所長 殿

住所

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

福岡県浄化槽事務取扱要領第5条第4項の規定により、浄化槽を設置しない旨の届出書を提出します。

受付年月日	年 月 日	受付番号	
浄化槽使用者氏名			
設置場所			
浄化槽の規模	人槽	m3/日	
浄化槽を設置しないこととした年月日	年 月 日		
浄化槽を設置しないこととした理由			

収受印

様式第10号（要領第5条第4項関係）

浄化槽設置計画変更届出書

年 月 日

福岡県 保健福祉環境事務所長 殿

住所

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

福岡県浄化槽事務取扱要領第5条第4項の規定により、浄化槽設置計画変更届出書を提出します。

受付年月日	年 月 日	受付番号	
浄化槽使用者			
設置場所			
処理対象人員	人		
処理能力	日平均汚水量	m ³ /日	
	BOD除去率	%	
	放流水中のBOD	mg/l	
浄化槽の人槽・種類	①人槽 (人槽)		
	②型式認定浄化槽 (名称) (認定番号)		
	③その他 (昭和55年建設省告示第1292号 号)		
変更後の浄化槽の種類	型式認定浄化槽 (名称) (認定番号)		
変更後の浄化槽工事着手予定年月日		変更後の使用開始予定年月日	
その他の変更内容			収受印

添付書類：浄化槽構造図及び型式認定浄化槽に関する書類（福岡県浄化槽事務取扱要領別表2に掲げる書類）

浄化槽設置計画変更届出書を受領しました。

年 月 日

福岡県

保健福祉環境事務所長

印

様式第10号の2（要領第5条第3項、第7項関係）

届出事項
浄化槽設置 変更届出書
計 画

年 月 日

福岡県 保健福祉環境事務所長 殿

住所
氏名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

第3項 届出事項
福岡県浄化槽事務取扱要領第5条 の規定により、浄化槽設置 変更届出書
第7項 計 画

を提出します。

受付年月日	年 月 日	受付番号	
浄化槽使用者			
設置場所			
処理対象人員	人		
処理能力	日平均汚水量	m ³ /日	
	BOD除去率	%	
	放流水中のBOD	mg/l	
浄化槽の人槽・種類	①人槽 (人槽)		
	②型式認定浄化槽 (名称) (認定番号)		
	③その他 (昭和55年建設省告示第1292号 号)		
変更事項			
変更内容	変更前	変更後	

届出事項
浄化槽設置 変更届出書を受領しました。
計 画

年 月 日

福岡県 保健福祉環境事務所長 印

(浄化槽管理者控)

様式第11号 (要領第5条第4項、第5項関係) その1

届出事項
浄化槽設置 変更計画書
計 画

年 月 日

福岡県 保健福祉環境事務所長 殿

住所

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

福岡県浄化槽事務取扱要領第5条第4項の規定により、浄化槽設置 変更計画書を提出
第5項 届出事項 計 画

します。

設置届等の 受付年月日	年 月 日	設置届等の 受付番号	
浄化槽使用者氏名			
設置場所			
処理対象人員	人		
処理能力	日平均汚水量	m ³ /日	
	BOD除去率	%	
	放流水中のBOD	mg/l	
浄化槽の人槽・ 種類	①人槽 (人槽) ②型式認定浄化槽 (名称) (認定番号) ③その他 (昭和55年建設省告示第1292号)		
処理対象人員の 算定根拠			
建築物の工事 着手予定年月日	年 月 日	建築物の工事 完了予定年月日	年 月 日
建築物の工事 の概要			収受印

添付書類：1 建築物各階平面図及び給排水設備の配管図 (変更される部分のみ)

2 浄化槽の処理対象人員を、日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A3302)」第2項ただし書に基づき算定する場合は、その算定根拠となる資料 (変更がある場合のみ)

届出事項
浄化槽設置 変更計画書
計 画

年 月 日

福岡県 保健福祉環境事務所長 殿

住所

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

福岡県浄化槽事務取扱要領第5条第4項の規定により、浄化槽設置 変更計画書を提出
第5項 計 画

します。

設置届等の 受付年月日	年 月 日	設置届等の 受付番号	
浄化槽使用者氏名			
設置場所			
処理対象人員	人		
処理能力	日平均汚水量	m ³ /日	
	BOD除去率	%	
	放流水中のBOD	mg/l	
浄化槽の人槽・ 種類	①人槽 (人槽) ②型式認定浄化槽 (名称) (認定番号) ③その他 (昭和55年建設省告示第1292号)		
処理対象人員の 算定根拠			
建築物の工事 着手予定年月日	年 月 日	建築物の工事 完了予定年月日	年 月 日
建築物の工事 の概要			収受印
(保健福祉環境事務所意見欄)			
建築主事 殿			年 月 日
基づく意見はありません。		福岡県 保健所長	印
建築基準法第93条第6項に 基づき別紙のとおり意見を提出します。		(保健福祉環境事務所保健監)	

様式第11号 (要領第5条第4項、第5項関係) その3

届出事項
浄化槽設置 変更計画書
計 画

年 月 日

福岡県 保健福祉環境事務所長 殿

住所

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

福岡県浄化槽事務取扱要領第5条第4項の規定により、浄化槽設置 届出事項
第5項 変更計画書を提出
計 画

します。

設置届等の 受付年月日	年 月 日	設置届等の 受付番号	
浄化槽使用者氏名			
設置場所			
処理対象人員	人		
処理能力	日平均汚水量	m ³ /日	
	BOD除去率	%	
	放流水中のBOD	mg/l	
浄化槽の人槽・ 種類	①人槽 (人槽) ②型式認定浄化槽 (名称) (認定番号) ③その他 (昭和55年建設省告示第1292号)		
処理対象人員の 算定根拠			
建築物の工事 着手予定年月日	年 月 日	建築物の工事 完了予定年月日	年 月 日
建築物の工事 の概要			収受印
(保健福祉環境事務所意見欄)			
建築主事 殿			年 月 日
基づく意見はありません。 建築基準法第93条第6項に 基づき別紙のとおり意見を提出します。		福岡県 保健所長	印
(保健福祉環境事務所保健監)			

浄化槽保守点検管理カード

浄化槽管理者名		浄化槽使用者名	
設置場所			
浄化槽の規模	人槽	m ³ /日	処理方式
点検年月日			浄化槽管理士名

項目	保守点検項目	判定	項目	保守点検項目	判定	
使用の状況	処理対象以外の排水及び異物(薬品等)の流入		平面酸化及び散水濾床	汚泥返送(移送)装置の固定及び稼働状況		
	洗浄用水等の使用状況			生物膜の状況		
	浄化槽上部及び周辺の利用状況			水の流れ方の状況		
設置の状況	雨水及び土砂等の流入		回転板接触酸化槽	生物膜の状況		
	槽の水平、浮上又は沈下の有無			回転板の駆動状況		
	破損又は変形等の有無			その他の単位装置	その他の内部設備の固定及び稼働状況	
	漏水の有無		沈殿槽(室)	越流堰の均等な越流状況		
	騒音及び振動の状況			スカム及び汚泥の浮上又は堆積状況		
設置場所の状況			汚泥返送(移送)装置の固定及び稼働状況			
悪臭の発生状況	悪臭の発生状況		消毒槽(室)	消毒設備の固定及び稼働状況		
か、はえ等の発生	か、はえ等の発生状況			消毒薬と処理水の接触状況		
流入管渠、放流管渠	流入及び放流管渠の水流の状況		送風機	送風機の稼働状況		
	異物の付着及び堆積状況			流量調整槽	流量調整槽の水位及び水流の状況	
1次処理装置 沈殿分離槽(室)	隔壁、仕切板及び槽内壁の破の有無		流量調整槽の汚泥及びスカムの状況			
	移流管(口)の固定状況及び異物の付着状況		攪拌装置の固定及び稼働状況			
嫌気ろ床槽(室) 腐敗室/タンク 変形二階室 等	水位及び水流の状況		計量装置の稼働状況			
	スカム、汚泥の堆積状況		スクリーン設備の固定状況			
	内部設備の固定状況(嫌気ろ床槽のろ材等を含む)		スクリーン設備	ポンプ設備の固定及び稼働状況		
2次処理装置	隔壁、仕切板及び移流管(口)固定状況			ポンプ設備	原水及び放流ポンプ槽の水位の状況	
	水位及び水流の状況		原水、放流ポンプ、その他の槽の汚泥、スカムの生成状況			
ばっ気槽(室) 接触ばっ気層(室)	ばっ気装置の固定及び稼働状況		汚泥処理設備	汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況		
	スカム、汚泥の堆積状況			調整装置の稼働状況	設備の稼働状況	
	ばっ気槽(室)	活性汚泥の状況				制御装置の稼働状況、タイマー等
接触ばっ気層(室)	接触材、ろ材等の固定状況					
	逆洗及び洗浄装置の固定及び稼働状況					

放流水等の水質測定	外観	臭気	水温	透視度	pH	亜硝酸
1次処理水		無・微・有()				
2次処理水		無・微・有()				
放流水等		無・微・有()				
残留塩素濃度		溶存酸素濃度	上部 mg/l 中部 mg/l 下部 mg/l	その他 mg/l		
その他の分析結果			流入量(上水使用量)	m ³ /日		

点検の結果・措置	流入管渠	その他の設備
	1次処理	
	2次処理	
	沈殿槽(室)	
	消毒槽	
送風機	消毒薬の補充量	g・個

管理者への連絡事項		
清掃の必要	有・無	法定検査予定日
		年 月 日

様式第13号（要領第7条関係）

浄化槽清掃管理カード

清掃実施の日時	年 月 日	前回の清掃日	年 月 日
	氏名	住所	TEL
浄化槽の使用者			
浄化槽の管理者			
設置場所			
技術管理者			
建築物用途		処理方式	
浄化槽メーカー		型式	
浄化槽の規模	人槽 m ²	実使用人員	人槽 m ²

槽内に入って清掃作業を行う必要性	有・無	酸素濃度	ppm	硫化水素濃度	ppm
------------------	-----	------	-----	--------	-----

作業内容

単位装置名	引抜実施	対象物	引き抜き量	引抜実施	張り水の種類	水張り量
1次処理槽第1室 腐敗室、沈殿分離室（槽） 嫌気ろ床槽等	有・無	全量・洗浄水	m ³	有・無		m ³
1次処理槽第2室	有・無	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ³	有・無		m ³
接触ばっ気室（槽）又はばっ気室（槽）	有・無	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ³	有・無		m ³
沈澱室（槽）	有・無	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ³	有・無		m ³
消毒室（槽）	有・無	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ³	有・無		m ³
原水ポンプ槽	有・無	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ³	有・無		m ³
スクリーン設備 （沈砂、排砂装置等を含む）	有・無	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ³	有・無		m ³
流量調整槽	有・無	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ²	有・無		m ²
汚泥濃縮貯留槽	有・無	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ²	有・無		m ²
汚泥濃縮槽	有・無	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ²	有・無		m ²
汚泥貯留槽	有・無	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ³	有・無		m ³
消泡ポンプ槽	有・無	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ³	有・無		m ³
放流ポンプ槽	有・無	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ³	有・無		m ³
その他（ ）	有・無	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ³	有・無		m ³
その他（ ）	有・無	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ³	有・無		m ³
その他（ ）	有・無	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ³	有・無		m ³
その他（ ）	有・無	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ³	有・無		m ³
その他（ ）	有・無	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ³	有・無		m ³
その他（ ）	有・無	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ³	有・無		m ³
その他（ ）	有・無	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ³	有・無		m ³
その他（ ）	有・無	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ³	有・無		m ³
その他（ ）	有・無	スカム・堆積物・全量・洗浄水	m ³	有・無		m ³
総引き抜き量	m ³	（作業車両	トン車			台分）

内部設備の破損変形の有無	有・無	単位装置名（ ）	状況	
修理の必要性	有・無	単位装置名（ ）	状況	
使用上の注意	有・無		状況	

清掃後の汚泥濃度	清掃前	清掃後	その他
単独（SV）	%	%	
合併（MLSS）	mg/l	mg/l	

清掃実施者	社名 担当者氏名	住所	TEL
-------	-------------	----	-----

様式第14号 (要領第9条第1項関係)

浄化槽 (501人以上) 維持管理状況報告書 (年 月 分)

平成 年 月 日

福岡県 保健福祉環境事務所長 殿

住 所
氏 名 印
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

浄化槽管理者名			※整理番号						
浄化槽使用者名									
設 置 場 所							建築物用途		
処 理 方 式				浄化槽の規模	人槽 m ³ /日				
保守点検業者名				清掃業者名					
技術管理者名	所属								
保守点検回数	回/月								
流入汚水水質									
項目 区分	pH	SS mg/l	BOD mg/l	NH ₄ -N mg/l	透視度	流入汚水量 m ³ /日	塩素剤使用量 kg/日	発生汚泥量 m ³ /日	
最大値									
最小値									
平均値									
処理水(放流水)水質									
検査年月日					年 月 日				
項目 区分	pH	SS mg/l	BOD mg/l	NH ₄ -N mg/l	塩化物イオン mg/l	透視度	残留塩素 mg/l	亜硝酸 反応	硝酸 反応
最大値									
最小値									
平均値									
前回の法定検査年月日					年 月 日				

備考 ・整理番号欄には、法定(第7条第1項及び第11条第1項)検査結果書又は県施行細則第9条検査結果書の「設置者NO.」欄の番号を記載すること

様式第15号(要領第9条第1項関係)

浄化槽(500人以下)維持管理状況報告書

平成 年 月 日

福岡県 保健福祉環境事務所長 殿

住 所
氏 名 印
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

浄化槽管理者名		※整理番号	
浄化槽使用者名			
設 置 場 所		建築物用途	
処 理 方 式		浄化槽の規模	人槽 m ³ /日
保守点検業者名		清掃業者名	
保守点検回数()回/年			
保守点検年月日 年 月 日			
清 掃 年 月 日		※浄化槽処理水(放流水)水質検査年月日	
年 月 日		年 月 日 年 月 日 年 月 日	
前回の法定検査年月日		年 月 日	

備考

- ・整理番号欄には、法定(第7条第1項及び第11条第1項)検査結果書又は県施行細則第9条検査結果書の「設置者NO.」欄の番号を記載すること
- ・処理水(放流水)水質の検査年月日は、51～500人槽について、県施行細則第9条に基づく水質検査実施日を記入すること

様式第16号（要領第10条関係）

年 月 日

浄化槽改善計画（報告）書

福岡県 保健福祉環境事務所長 殿

浄化槽管理者住所

氏名

印

浄化槽設置場所

電話番号

標記のことについて、下記のとおり、浄化槽の改善計画書（改善報告書）を提出します。

記

浄化槽使用者住所

氏名

検査結果書の交付日

年 月 日

法定検査において不適正と判定された事項	改善内容	完了（予定） 年 月 日

（備考）必要に応じて、関係書類・図面及び写真等を添付すること。

様式第17号（要領第11条第1項関係）

第 号
年 月 日

（浄化槽管理者氏名）
殿

福岡県 保健福祉環境事務所長 印

浄化槽の水質検査について（勧告）

浄化槽法第7条の2第2項
の規定に基づき、下記浄化槽につき 年 月
浄化槽法第12条の2第2項
同法第7条第1項
日までに 規定する水質に関する検査を行うよう勧告します。
同法第11条第1項

記

1 浄化槽設置場所 浄化槽使用者	
---------------------	--

浄化槽の水質検査に関する措置命令書

浄化槽管理者住所
氏名
浄化槽設置場所

浄化槽法第7条の2第2項
年 月 日に の規定に基づき勧告を行いました
浄化槽法第12条の2第2項

たが、勧告に従った措置が未だとられていません。同条第3項の規定に基づき、

第7条第1項
月 日までに同法 に規定する水質に関する検査を命じます。
第11条第1項

なお、この命令に従わなかった場合には浄化槽法第66条の2により不利益処分を受けることがあります。

この命令に不服があるときは、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に福岡県知事に対して審査請求ができます。また、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この命令の取消しの訴えを提起することもできます。なお、命令の取り消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に提起することができます。

年 月 日

福岡県 保健福祉環境事務所長

印

様式第19号（要領第11条第3項関係）

第 号
年 月 日

（浄化槽管理者・浄化槽保守点検業者・浄化槽清掃業者・浄化槽技術管理者）
殿

福岡県 保健福祉環境事務所長 印

浄化槽の改善について（勧告）

下記の者が管理（使用）する浄化槽について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があることから、浄化槽法第12条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検
清 掃 に関し、改善さ

れるよう勧告します。

つきましては、改善計画書を 年 月 日までに2部提出してください。

記

1 改善を要する浄化槽の管理者	
2 改善を要する浄化槽の設置場所 改善を要する浄化槽の使用者	
3 改善を要する事項	

浄化槽改善措置命令書

（浄化槽管理者・浄化槽保守点検業者・浄化槽清掃業者・浄化槽技術管理者）

住所

氏名

浄化槽設置場所

保守点検

下記の者が管理（使用）する浄化槽について、浄化槽の 清掃 の技術上の基準に従っ

保守点検

て浄化槽の 清掃 が行われていないことから、浄化槽法第12条第2項の規定に基づき、

改善されるよう命じます。

つきましては、改善計画書を 年 月 日までに2部提出してください。

命令に従わなかった場合には、浄化槽法第62条により不利益な処分を受けることがあります。

この命令に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に福岡県知事に対して審査請求ができます。また、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この命令の取消しの訴えを提起することもできます。なお、命令の取り消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に提起することができます。

年 月 日

福岡県 保健福祉環境事務所長

印

記

- 1 改善を要する浄化槽の管理者
- 2 改善を要する浄化槽の使用者
- 3 改善を要する事項

浄化槽使用停止命令書

浄化槽管理者住所
氏名
浄化槽設置場所

保守点検
浄化槽法第12条第2項の規定に基づき、浄化槽の の技術上の基準に従って浄
清掃

保守点検
化槽の が行われていないことから、下記の者が使用する浄化槽について下記の理
清掃

由により 年 月 日まで浄化槽の使用の停止を命じます。

なおこの命令に従わなかった場合には、浄化槽法第62条により不利益な処分を受ける
ことがあります。

この命令に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3
月以内に福岡県知事に対して審査請求ができます。また、この命令があったことを知った
日の翌日から起算して6ヵ月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となりま
す。）この命令の取消しの訴えを提起することもできます。なお、命令の取り消しの訴え
は、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日
の翌日から起算して6ヵ月以内に提起することができます。

年 月 日

福岡県 保健福祉環境事務所長 印

記

- 1 浄化槽使用者
- 2 理由